

東松島市公立保育所再編計画

令和7年10月
東松島市

目次

I	「公立保育サービスの在り方」策定にあたって	1
1	策定の趣旨	1
II	公立保育サービスの現状	2
1	児童の状況	2
(1)	就学前児童数の推計	2
(2)	年齢別保育所（園）利用児童数	2
(3)	保育所（園）利用児童数の推移（各年度4月1日現在）	3
(4)	保育所（園）利用率の推移（各年度4月1日現在）	3
(5)	就学前児童数の推計×保育所（園）利用児童数の推移×保育所（園）利用率 （各年度4月1日現在）	4
(6)	第3期子ども・子育て支援事業計画における保育サービス需要推計	4
2	公立保育施設の状況	5
(1)	公立保育施設一覧	5
2)	東松島市公共施設等総合管理計画（令和4年3月改定）	5
(3)	公立保育所の将来更新投資額の試算	6
(4)	施設整備にかかる財政負担割合	7
3	運営の状況	8
(1)	公立保育所 行政コスト推移	8
(2)	私立保育園 行政コスト推移	9
(3)	運営にかかる財政負担割合	9
(4)	宮城県内14市における運営状況	10
4	職員の状況	10
(1)	公立保育所職員の配置状況（令和7年4月1日現在）	10
(2)	公立保育所正規職員の年齢構成（令和7年4月1日現在）	11
(3)	公立保育所職員の配置基準	12
III	今後の公立保育サービスの在り方	14
1	現状から見た公立保育サービスの課題	14
2	今後の公立保育サービスに求められる役割	15
3	公立保育所の再編について	16
4	民間保育所移管の手法	16
5	公立保育所の再編を進めるうえでの基本的な考え方	17
6	再編スケジュール	18
7	再編による市の財政効果	18

IV	公立保育サービス在り方検討会議	19
1	設置要綱	19
2	開催経過	20
	(1) 東松島市公立保育サービス在り方検討会議	20
	(2) 東松島市公立保育サービス在り方検討会議 庁内検討部会	20
3	名簿	21
	(1) 東松島市公立保育サービス在り方検討会議 委員名簿	21
	(2) 東松島市公立保育サービス在り方検討会議 庁内検討部会員名簿	21
V	令和7年度保育所等利用者アンケート	22
1	実施内容	22
	(1) 調査目的	22
	(2) 調査内容	22
	(3) 調査対象	22
	(4) 調査期間	22
	(5) 調査方法	22
2	アンケート集計結果	22
	(1) 回収数	22
	(2) 回答者の属性	23
	(3) 調査結果	23

I 「公立保育サービスの在り方」策定にあたって

1 策定の趣旨

東松島市では、令和7年3月に『第3期東松島市子ども・子育て支援事業計画』を策定し、子育て環境の充実に取り組んでいます。

令和7年4月1日現在、公立保育所7園、私立保育園3園、小規模保育園2園が設置されており、私立保育園等においては、それぞれの特色を生かした保育サービスを提供し、本市の保育事業において大きな役割を担っています。

東松島市の就学前児童数は減少傾向にあり、将来、保育施設の定員数が過大となることが予想されることから、今後は保育サービスの需給バランスを調整することが課題となるものと考えられます。一方、保育ニーズに対して施設数が充足される状況になると、更なる保育の質の向上について考えていくことも必要となります。

また、本市の公立保育所は、現在7施設のうち4施設が建築後30年以上経過しており、建物の老朽化への対応が課題となっています。

なお、『東松島市公共施設等総合管理計画（令和4年3月改定）』における保育所については、今後の人口動態を踏まえながら、施設の統廃合を含めた適正配置を進めるという観点からも、民間活力を積極的に導入しながら、保育サービス需要への対応が求められております。

このような状況の中、「東松島市公立保育サービス在り方検討会議」が令和7年8月に設置され、公立保育所の役割や適正規模などの検討を開始しました。以後、3回の会議を開催し、公立保育所がどのような役割を担い、どのように維持していくのか、今後の方向性を定めるため、「東松島市公立保育サービスの在り方」を策定するものです。

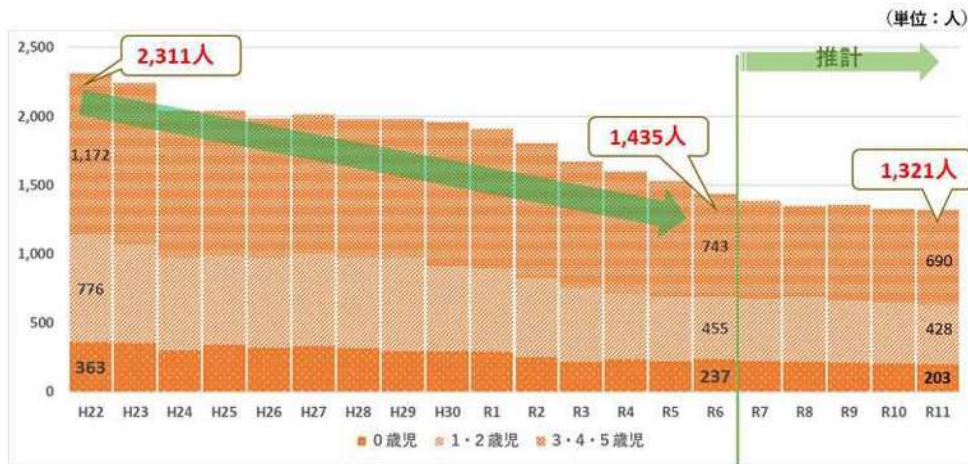
Ⅱ 公立保育サービスの現状

1 児童の状況

(1) 就学前児童数の推計

就学前児童数（0～5歳児）について、平成22年度と令和6年度を比較すると876人減少（2,311人→1,435人）と大きく減少しています。

令和2年度から令和6年度までの実績をもとにコーホート変化率法では、今後も児童数が減少していくものと推計しています。



※「子ども・子育て支援事業計画（第1～3期）」より作成

(2) 年齢別保育所（園）利用児童数

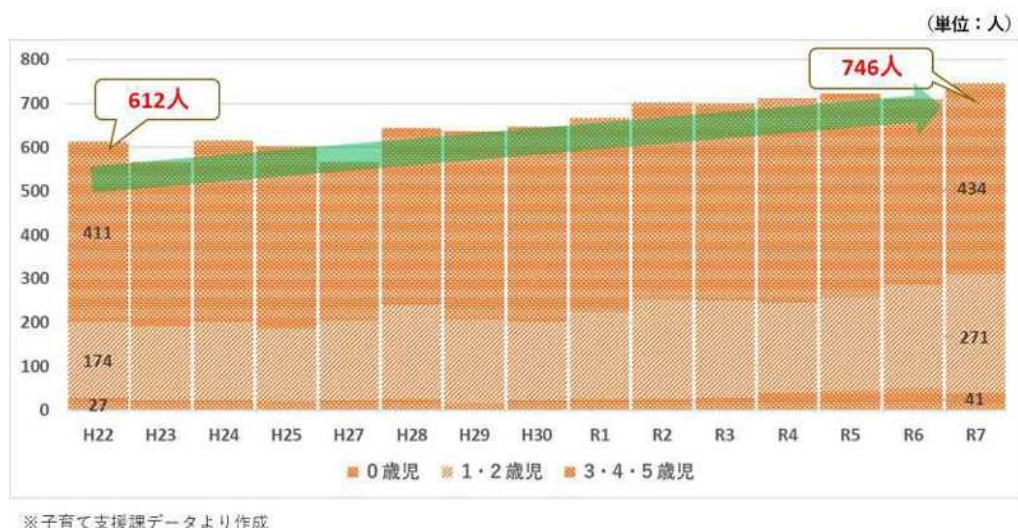
令和7年4月1日現在、本市の保育施設は、公立保育所7園、私立保育園3園、小規模保育園2園となっています。市内における保育所（園）認可定員は818人であり、利用児童数は735人となっています。

区分	施設名	認可定員	利用者数	定員充足率	利用者数の年齢内訳					
					0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
公立	矢本東保育所	120	105	87.5%	5	12	18	27	20	23
	大曲保育所	100	113	113.0%	4	18	17	22	27	25
	赤井南保育所	70	59	84.3%	0	9	8	14	15	13
	赤井北保育所	60	45	75.0%	2	9	12	9	6	7
	大塩保育所	60	45	75.0%	2	12	9	10	6	6
	牛網保育所	100	77	77.0%	6	12	10	16	12	21
	野藤保育所	60	52	86.7%	3	9	10	14	7	9
公立（市内）計		570	496	87.0%	22	81	84	112	93	104
私立	矢本西保育園	60	60	100.0%	5	9	10	13	10	13
	ウェルネス保育園 矢本	75	67	89.3%	3	10	12	15	15	12
	ウェルネス保育園 赤井	75	77	102.7%	6	13	13	15	16	14
私立（市内）計		210	204	97.1%	14	32	35	43	41	39
小規模	GENKIっこ保育園 東松島園	19	18	94.7%	2	9	7			
	GENKIっこ保育園 すてっぷ	19	17	89.5%	1	8	8			
	小規模（市内）計	38	35	92.1%	3	17	15			
市内 合計		818	735	89.9%	39	130	134	155	134	143
広域入所（市外）計			11		2	2	5	1	0	1

※子育て支援課データより作成

(3) 保育所（園）利用児童数の推移（各年度4月1日現在）

利用児童数は、平成22年度全体612人から令和7年度全体746人と推移しており、134人増加しています。特に、0歳児及び1歳児、2歳児の利用児童数が増加していますが、国の政策による社会状況の変化によるものであり、増加ニーズは、私立保育園の誘致等により対応しております。



(4) 保育所（園）利用率の推移（各年度4月1日現在）

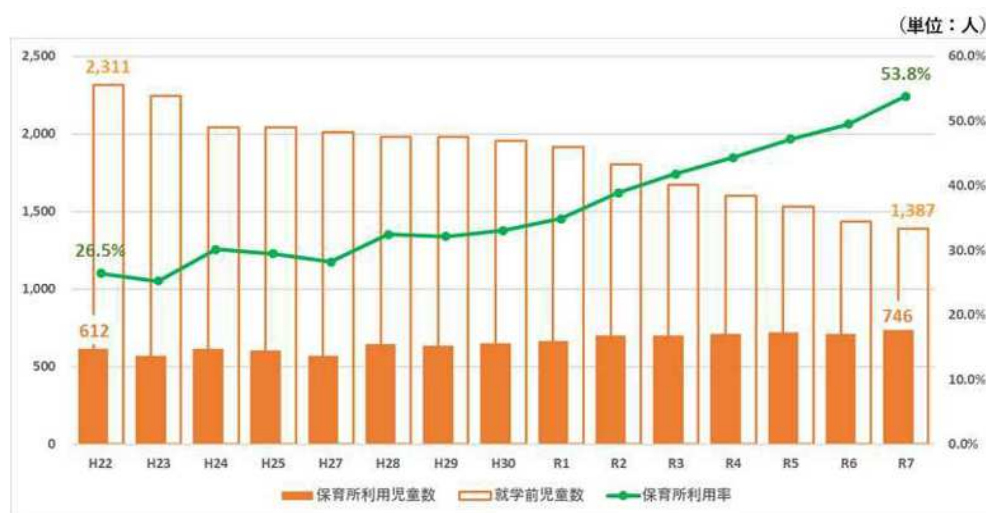
利用率は、平成22年度全体26.5%から令和7年度全体53.8%と推移しており、27.3%増加しています。全ての年代において、利用率は増加しています。



(5) 就学前児童数の推計×保育所（園）利用児童数の推移×保育所（園）利用率

(各年度4月1日現在)

就学前児童数は平成22年度の2,311人から令和7年度1,387人と大きく減少しています。保育所（園）利用児童数は、612人から746人と増加しています。保育所（園）利用率は、26.5%から53.8%と大きく増加しています。



※子育て支援課データより作成

(6) 第3期子ども・子育て支援事業計画における保育サービス需要推計

就学前児童数は減少が見込まれますが、女性の就業率の上昇や保護者の雇用・就業形態の変化、出産後の女性の早期職場復帰など就業継続に伴い、保育所利用率は今後も高い水準を維持するものと見込まれます。

< 保育施設の量の見込み（必要利用定員総数） >

区分	第2期計画期間（実績値）					第3期計画期間（推計値）				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
0歳児	26	29	42	46	49	61	68	71	75	80
1, 2歳児	227	221	205	213	237	268	299	303	310	312
3, 4, 5歳児	449	449	464	463	424	419	411	445	451	471
計	702	699	711	722	710	748	778	819	836	863

※これまでの利用実績の推移から計画期間における利用率を設定し、0～5歳児の推計児童数に乗じて算出

2 公立保育施設の状況

(1) 公立保育施設一覧

本市の公立保育施設7園のうち1園が建築30年以上、3園が建築40年以上経過しており、施設の長寿命化のために大規模改修が必要な時期を迎えています。このため、施設の更新や維持管理を適切に継続していくために、市の財政負担は増加することが見込まれます。

No	施設名	定員	開所年	現施設 建築年	経過年数	構造	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	0歳児 保育	延長 保育	障害児 保育
1	矢本東保育所	120	S29	H24	13年	木造	679.04	6727.42	○	○	○
2	大曲保育所	100	S45	S59 (一部H26)	41年	RC造	965.97	3384.00	○	○	○
3	赤井南保育所	70	S57	S60	40年	RC造	475.95	2479.63	×	○	○
4	赤井北保育所	60	S33	S60	40年	RC造	472.80	1874.41	○	×	○
5	大塩保育所	60	H6	H6	31年	木造	466.17	3056.33	○	×	○
6	牛網保育所	100	S44	H28	9年	木造	769.09	3508.49	○	○	○
7	野蒜保育所	60	S47	H29	8年	木造	630.18	2539.20	○	○	○

※子育て支援課データより作成

2) 東松島市公共施設等総合管理計画（令和4年3月改定）

「東松島市公共施設等総合管理計画」は、国の指針等に基づき策定した計画であり、今後の人口減少や厳しい財政状況等を踏まえ、公共施設等の更新・統廃合等を計画的に行うことにより、更新費用の増加の抑制等財政負担の縮減・平準化を図るとともに、公共施設の最適な配置の実現を目的としています。

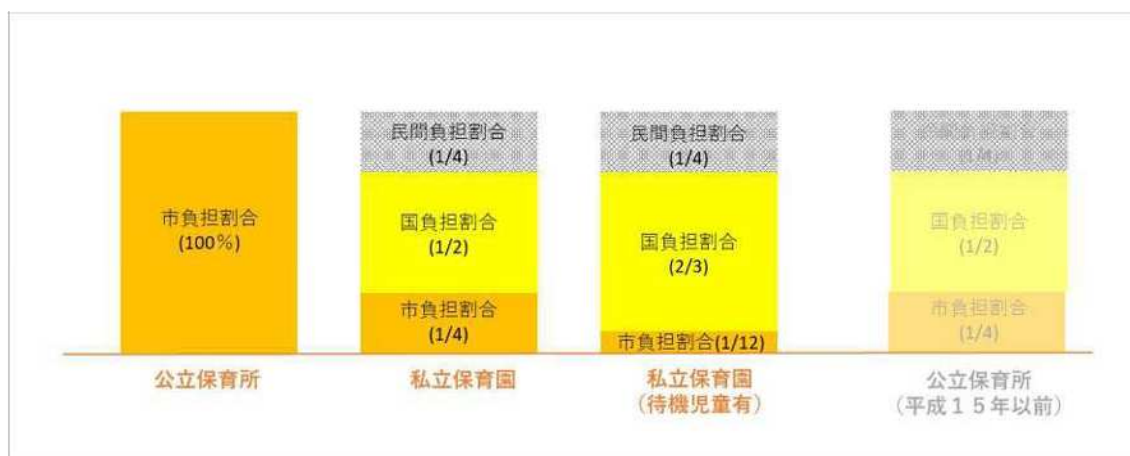
2045年までに、公共施設総合（延床面積）20%縮減を目標に掲げております。本計画において、保育所については、今後の人口動態を踏まえながら、施設の統廃合を含めた適正配置を進めていく方針が記載されています。

(4) 施設整備にかかる財政負担割合

平成16年度の三位一体の行財政改革により、公立保育所の整備費が一般財源化（交付税算定）されており、私立保育園についても、国と地方の負担割合が見直されました。

国の補助制度廃止により、公立保育所を整備する場合、全額が市負担となりますが、地方債^{注1}の充当が認められています。一方で、私立保育園等を整備する場合、国の交付金（就学前教育・保育施設整備交付金）があるため、対象事業費に対して国1/2負担、市1/4負担の補助を受けることができます（国の子育て安心プランの適用を受け、待機児童が発生している自治体については、国費の拡充が措置されるケースもあります。）。

注1 社会福祉施設整備事業債（充当率80%。元利償還金に対する交付税措置なし）



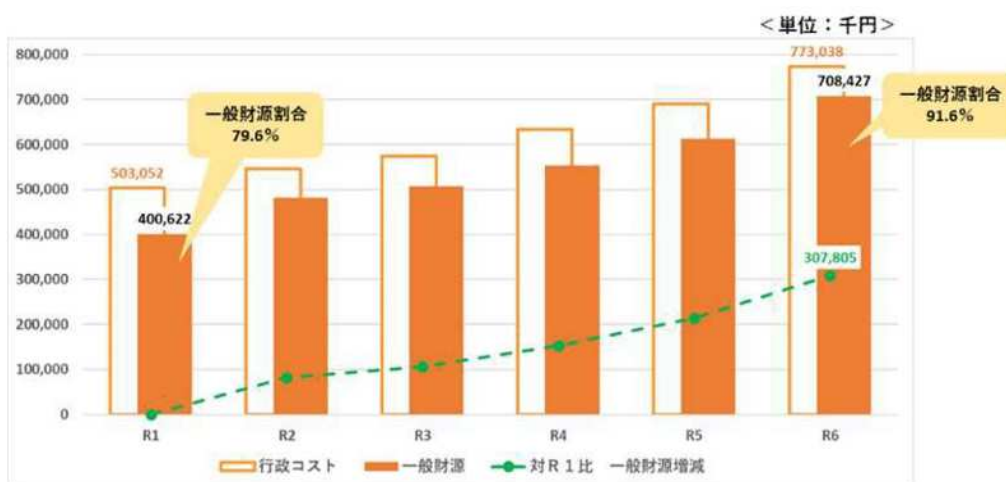
※子ども家庭庁資料より子育て支援課において作成

3 運営の状況

(1) 公立保育所 行政コスト推移

公立保育所における運営費は、令和元年度 5 億 305 万円から令和 6 年度は 7 億 7,304 万円と増加しており、増加額は 2 億 6,999 万円となっています。

運営費のうち、国の補助金等を除く、実質的な市負担額は、4 億 62 万円から 7 億 843 万円と推移しており、増加額 3 億 781 万円であり、市の負担が大幅に増加しています。



運営費を歳出区分ごとに分析すると、正職員人件費が 4,451 万円増加していますが、令和 2 年 4 月から会計年度任用職員制度が施行され、期末・勤勉手当の支給、常勤職員の給与改定に係る取扱いに準じて改正される等人件費が 2 億 3,450 万円と大幅に増額しており、運営費における市の負担増加の最も大きな要因となっています。



(2) 私立保育園 行政コスト推移

私立保育園における運営費は、令和元年度 2 億 6,049 万円から令和 6 年度 4 億 1,424 万円と増加しており、増加額は 1 億 5,375 万円となっています。

運営費のうち、国の補助金等を除く、実質的な市負担額は、6,085 万円から 8,340 万円と推移していますが、運営費の増加量に比べると軽微な増加であり、運営費全体における財源割合は 23.4% から 20.1% と減少しています。



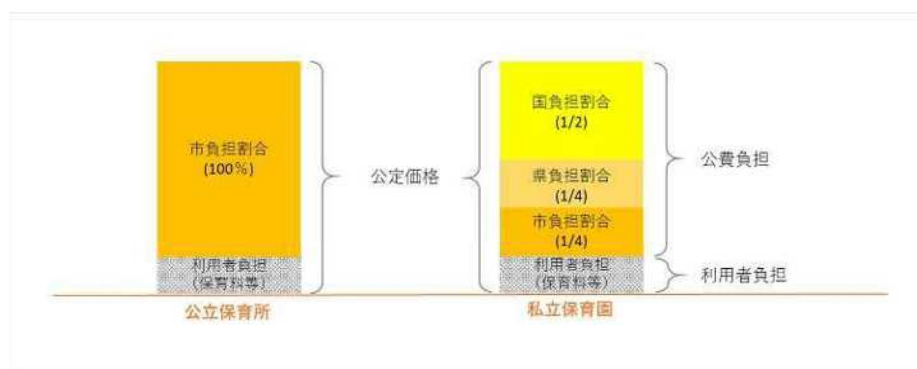
※東松島市各年度決算資料より子育て支援課において作成

(3) 運営にかかる財政負担割合

公立保育所の運営費については、公定価格^{注2}から利用者負担額（保育料等）を控除した全額が、市費による負担となっています。

私立保育園の運営費については、公定価格から利用者負担額を控除した額を国 1/2、県 1/4、市 1/4 の負担割合となっています。

なお、利用者負担額は、幼児教育・保育無償化の実施により、すべての世帯の 3 歳から 5 歳までと、住民税非課税世帯の 0 歳～2 歳までが無償化されています^{注3}。



※1 公定価格は、子ども一人あたりの教育・保育に通常要する費用を基に算定されており、認定区分、保育必要量、施設の所在する地域を勘案して算定されるもの。

※2 令和元年10月から3歳から5歳までの児童と住民税非課税世帯の0歳から2歳までの児童の保育料が無償化されている。

※子ども家庭庁資料より子育て支援課において作成

注2 公定価格は、子ども一人あたりの教育・保育に通常要する費用を基に算定されており、認定区分、保育必要量、施設の所在する地域を勘案して算定されるもの。

注 3 令和元年10月から3歳から5歳までの児童と住民非課税世帯の0歳から2歳までの児童の保育料が無償化されている。

(4) 宮城県内14市における運営状況

東松島市における私立保育園の割合は30.00%であり、宮城県内14市における私立保育園の割合75.00%、宮城県内35市町村における私立保育園の平均割合73.14%（図割愛）、いずれと比較した場合でも、本市は県内平均割合を大きく下回る状況となっています。

<単位：施設>

自治体名	公立	私立	計	私立率
仙台市	31	213	244	87.30%
多賀城市	3	15	18	83.33%
登米市	4	18	22	81.82%
大崎市	7	29	36	80.56%
岩沼市	3	9	12	75.00%
名取市	4	12	16	75.00%
県内市平均	114	342	456	75.00%
塩竈市	4	9	13	69.23%
富谷市	4	9	13	69.23%
角田市	1	2	3	66.67%
石巻市	21	17	38	44.74%
白石市	5	3	8	37.50%
東松島市	7	3	10	30.00%
気仙沼市	9	3	12	25.00%
栗原市	11	0	11	0.00%

※「子ども・子育て支援情報公表システム_全国施設CSVデータ（こども家庭庁）」より集計

※保育所+認定こども園（保育所型）+認定こども園（幼保連携型）を集計

※各事業所が直接入力しており、入力内容について国は未精査となっている。

4 職員の状況

(1) 公立保育所職員の配置状況（令和7年4月1日現在）

公立保育所における職員配置総数は146人です。内訳は、保育士（正規職員）52人、保育士（任期付）8人、保育士（会計年度任用職員/フルタイム）28人、保育士（会計年度任用職員/短時間）19人、保育補助員（会計年度任用職員）14人、調理員（会計年度任用職員）11人、業務員（会計年度任用職員）14人となっています。

配置している保育士に占める正規職員の割合は47.1%^{注4}であり、公立保育サービスを運営するうえで正規職員以外の採用配置は欠かせない状況です。

注4 保育士（短時間）のフルタイム換算せず人数のみによる算定

<単位：人>

施設名	認可定員	職員配置								
		区分	保育士				保育補助員	調理員	業務員	合計
			正規	任期付	会計年度任用 (フルタイム)	会計年度任用 (短時間)				
矢本東保育所	120	配置数	10	2	4	5	3	2	2	28
大曲保育所	100	配置数	11	1	6	3	3	2	2	28
赤井南保育所	70	配置数	5	1	4	1	2	2	2	17
赤井北保育所	60	配置数	8	1	2	2	1	1	2	17
大塩保育所	60	配置数	6	1	3	1	1	1	2	15
牛網保育所	100	配置数	7	1	5	5	3	2	2	25
野蒜保育所	60	配置数	5	1	4	2	1	1	2	16
合計	570	配置数	52	8	28	19	14	11	14	146

<単位：人>

施設名	正規職員 [※] ①	任期付 ②	会計年度任用 (フルタイム) ③	合計④ (①+②+③)	正規率 (①/④)
矢本東保育所	8	2	4	14	57.1%
大曲保育所	10	1	6	17	58.8%
赤井南保育所	5	1	4	10	50.0%
赤井北保育所	8	1	2	11	72.7%
大塩保育所	6	1	3	10	60.0%
牛網保育所	7	1	5	13	53.8%
野蒜保育所	5	1	4	10	50.0%
合計	49	8	28	85	57.6%

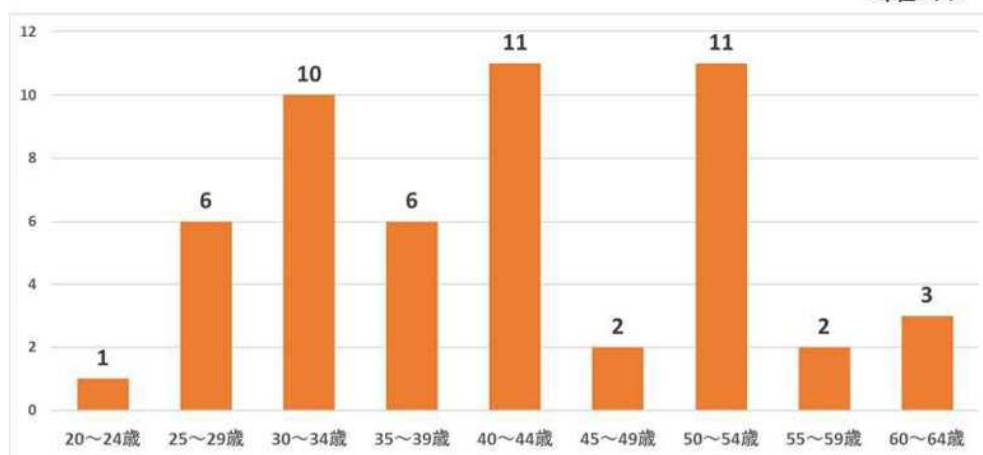
※育休中の保育士は除く

(2) 公立保育所正規職員の年齢構成（令和7年4月1日現在）

正規職員の年齢構成において、20代前半、40代後半、50代後半の割合が少ない構成となっています。

35歳以上が35人配置、34歳以下は17人であり、豊富な保育経験を生かした保育サービスを提供できる一方、人材育成の観点から計画的な職員採用が必要です。

<単位：人>



※子育て支援課データより作成

(3) 公立保育所職員の配置基準

公定価格に基づく配置基準と本市公立保育所の配置状況を比較すると、必要保育士数は38名相当不足しています。本市では、不足分を補うため、保育士（短時間）19人及び保育補助員14人、業務員14人を会計年度任用職員として採用し、配置しています。

保育士の不足は、延長保育（7:30～8:30、17:15～19:00）及び土曜保育における勤務シフトや代休取得調整において、大きな現場の負担となっています。

<単位：人>

	矢本東	大曲	赤井南	赤井北	大塩	牛網	野蒜	合計
保育士実配置数（正規・任期付・フルタイム）	14	17	10	11	10	13	10	85
公定価格に基づく配置基準	21	24	15	16	14	17	16	123
基本分 ※必置部分※	18	19	13	14	13	14	13	104
施設長	1	1	1	1	1	1	1	7
年齢配置基準	14	15	9	10	9	10	9	76
保育に従事する者	3	3	3	3	3	3	3	21
各種加算 ※任意部分※	3	5	2	2	1	3	3	19
主任保育士代替加算	1	1	1	1	1	1	1	7
障害児保育加算	2	4	1	1	0	2	2	12
チーム保育加算	0	0	0	0	0	0	0	0
差引（保育士実配置数－公定価格人数）	△7	△7	△5	△5	△4	△4	△6	△38
労働時間7.75h/日×差引	△54.25h	△54.25h	△38.75h	△38.75h	△31.00h	△31.00h	△46.50h	△294.50h

※上記の保育士労働力の不足を補うため、会計年度保育士（短時間）及び保育補助員（資格なし）を配置		
会計年度保育士（短時間）	19人	103.25h
保育補助員	14人	91.00h
業務員	14人	88.00h
		282.25h

※子育て支援課データより作成。

「こども未来戦略」（令和5年12月こども家庭庁）では、幼児教育・保育について、量・質の両面からの強化を図ることを掲げています。

今後は、さらに、全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充として、「こども誰でも通園制度（通称）」の創設が控えていることから、従来の保育の量の確保だけでなく、保育の質の向上（保育所労働力の確保、人材の育成・確保）への取り組みを推進していくため、新たに「東松島市公立保育所 職員配置基準」（別表）を定め、全庁的に対応していきます。

(別表)

東松島市公立保育所 職員配置基準表

		職種	基準	備考	
法令・条例等	公定価格基本分 ※ 必置部分 ※	施設長		1人	正職保育士
		年齢別配置基準	乳児	保育士 3:1	正職保育士
			1歳児	保育士 6:1	正職保育士
			2歳児	保育士 6:1	正職保育士
			3歳児	保育士 15:1	正職保育士
			4歳児	保育士 25:1	正職保育士
			5歳児	保育士 25:1	正職保育士
			主任保育士	保育士 1人	正職保育士
			非常勤保育士	保育士 1人	会計年度任用職員 (フルタイム)
		保育に従事する者	休憩保育士	保育士1人 定員90人以下は常勤 定員91人以上は非常勤	会計年度任用職員 (フルタイム)
			保育標準時間認定を受ける施設	保育士 常勤1人	正職保育士
				保育士 非常勤1人	会計年度任用職員 (短時間)
			研修代替要員	施設長～上記の保育士1人当たり、年間3日分で算定	会計年度任用職員 (短時間)
		その他	調理員	利用定員40人以下の施設は1人 41人以上150人以下の施設は2人 151人以上の施設は3人(うち1人は非常勤)	会計年度任用職員 (調理員)
			事務等職員	非常勤1人	会計年度任用職員 (業務員)
嘱託医・嘱託歯科医	—				
公定価格加算分 ※ 任意 ※	保育に従事する者	主任保育士を主任業務に専念させるための代替保育士 【主任保育士専任加算】 ^{※1}	主任保育士が保護者からの育児相談や地域の子育て支援活動等に専任させることができるよう、基本分単価に含まれる必要保育士数に加えて代替要員を1人配置。	会計年度任用職員 (フルタイム)	
		障害児保育のための職員 【障害児保育加算】	市町村が認める障がい児等を受け入れる場合、保育士配置人数は東松島市障がい児等入所判定委員会において定める。 ※国基準は、障がい児2人につき保育士1人が目安	正職保育士	
		チーム保育の実施に必要な加配 【チーム保育加配加算】	上限は利用定員45人以下は1人 46人以上150人以下は2人	会計年度任用職員 (フルタイム)	
	その他	療養支援補助者 【療育支援加算】 ^{※2}	市町村が認める障害児を受け入れる場合、保育士を補助する者を配置して療育支援に取り組む場合に適用	会計年度任用職員 (保育補助員)	
		高齢者等活躍推進加算 ^{※3}	年間総雇用時間400時間以上の高齢者等を非常勤職員として雇用する場合に適用	会計年度任用職員	

<常勤換算値を算出するための算式>

常勤以外の職員の1ヵ月の勤務時間数の合計÷各施設・事業所の就業規則等で定めた常勤職員の1ヵ月の勤務時間数
=常勤換算値(小数点以下の端数処理を行わない)

※1 主任保育士専任加算は次の事業等のうち、2つ以上実施していることが加算要件となっている。

(1)延長保育事業 (2)一時保育事業 (3)病児保育事業 (4)乳児3人以上の入所 (5)障害児の入所

※2 療育支援補助者は、資格の有無は問われない。ただし、障害児等を受入れていることが加算の要件となっている。

※3 年間総雇用時間が400時間以上見込まれる、かつ時間配置基準以外に雇用もしくは派遣の非常勤職員(1日6時間未満又は月20日未満)の高齢者等(満60歳以上の者、身体障害者、知的障害者等)が対象となる。充当する職員は通年雇用が望ましいが、短時間でも雇用予定が明確で、子どもの処遇改善が期待される場合は加算対象となる。また、以下の事業等のうち、いずれかを実施していることが加算の要件となっている。

(1)延長保育事業 (2)一時保育事業 (3)病児保育事業 (4)乳児3人以上の入所 (5)障害児の入所

<関係法令>児童福祉法、児童福祉法施行規則、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

<参照>「公定価格に関するFAQ_Ver.24(令和6年3月8日時点版)」(こども家庭庁)等

Ⅲ 今後の公立保育サービスの在り方

1 現状から見た公立保育サービスの課題

国・県の政策や国勢調査等の各種統計資料、令和7年度保育所等利用者アンケート集計結果等をもとに分析した結果、明らかとなった現状の公立保育サービスの課題は次のとおりです。

(1) 子ども人口減少の対応

本市では私立保育園等の誘致効果もあり、令和5年度に「待機児童ゼロ」を達成しました。また、出生数の減少により、就学前児童数は年々減少しており、今後もこの状況は続くものと推計されています。

近年は、公立保育所において定員に満たない状況も散見される一方、年度途中において、0・1歳児クラスの待機児童が発生する時期もある中で、今後の保育需要を見込みながら、市全体で適正な定員設定とする必要があります。

(2) 公立保育所施設の老朽化

過去の人口増加に合わせて整備されてきた公立保育所は、施設を維持するための改修工事等を実施してきましたが、経年による施設や設備の老朽化が進んでいます。

社会経済情勢の変化や少子化の進展等により、限られた財政状況も踏まえ、公立保育施設数や定員数の見直しによる私立保育施設と調整していく必要があります。

(3) 保育所運営費等の財政負担軽減に向けた対応

国の動向により、公立保育所の運営費及び保育所施設整備費についての補助割合が大きく変化しました。このことにより、市において公立保育所を維持していくためには、運営費及び施設整備費を市費で賄う必要があり、維持する施設が多いほど、財政的な負担が生じることとなっていることから、市財政負担の軽減について検討が必要であるとともに、人口減少を見据えた持続可能な保育提供体制を構築する必要があります。

(4) 保育ニーズの多様化への対応

保育ニーズの高まりに加え、病児・病後児保育など保育ニーズが多様化しています。近年は、障がいがある子ども、発達の緩やかな子ども、虐待が疑われる子どもなど特別な配慮を必要とするケースについて対応が増加しています。

公立保育所の役割として、公的機関との連携を強化し、専門的な対応が必要となる保育ニーズ等に柔軟に対応していく必要があります。また、乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）の対応も求められています。

(5) 保育の質の維持・向上に向けた取組

人口減少が進展する中であっても、女性の就業機会の増大や保護者の雇用・就労形態の変化、出産後の女性の早期職場復帰など女性の就労継続に伴い、共働き世帯の増加や働き方の変化に対応する国の動向により、一定程度の保育需要が今後も見込まれるとともに、保育ニーズも多様化していく傾向にあります。

今後、更に進展する人口減少社会においては、公立保育所と私立保育園等との役割を明確化するとともに、互いに連携して、保育の質の確保に向けた取組が必要です。

2 今後の公立保育サービスに求められる役割

子育て環境は、核家族化の増加や地域コミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、貧困の連鎖など厳しい状況が続いています。

本市の保育施策は、公立保育所・私立保育園・その他保育事業所の特徴と役割を踏まえ、保育所保育指針の理念を実現し、質の高い保育サービスを提供することを基本とし、就学前児童数・地域ニーズの動向、施設の老朽化、財政負担、幼保小連携を考慮する中で、公立保育所が果たすべき役割を以下のとおり定めます。

在宅子育て家庭を支援する役割

(1) 地域の子育て家庭の支援

■公立保育所は、これまでの保育施設として運営における知見、技術を蓄積してきました。これを生かし、子どもとの過ごし方、接し方など、子どもや保護者が孤立することのないよう、保育や子どもに関する身近な相談の場を提供します。

■乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）の実施により、保育施設に通園していない在宅で子育てを行う家庭を含め、すべての子育て家庭への支援を拡充します。

■女性の社会進出の増加や就労形態の多様化等を踏まえ、例えば休日保育や長時間延長保育などニーズとしては少ないものの、現に困っている保護者がいる、しかし採算性の観点等から私立では実施が難しいといった保育サービスの実施を検討します。

(2) 地域での問題解決のため、支援や交流の促進

■こどもの健やかな成長を地域全体で支援していくため、中学生・高校生の体験学習や実習生の受入れなどの次世代育成支援、高齢者との世代間交流に取り組んでいきます。

保育の質の維持・向上を推進する役割

(1) 保育技術の向上に努め、地域全体の保育の質を確保

■本市の保育所などは、公立と私立ともに、一定の保育水準を確保した保育が行われています。

■長い年月をかけて公立保育所で培った保育を、今後も公立、私立を問わず、若い保育士に継承し、質の高い保育に関する研究や、保育の実践を通じた人材育成に努めます。

(2) 保育技術の向上

■時代の流れとともに保育のニーズは変化し、近年、その対応が複雑化・多様化していることから、より専門性が求められるとともに、対応が求められます。

■こうした状況に対応するため、公立、私立それぞれの立場で蓄積してきた経験や実績を共有し、共同研修の開催などにより、公立と私立の連携を強化し、保育事業の多様化に対応します。

難度の高い保育を率先して担う役割

(1) 配慮を必要とする児童の受入れ体制の確保

■子育てに困難を抱える家庭が年々増加する傾向にある中、関係機関との連携が必要となり、障がい、児童虐待、DVなど、配慮を必要とする児童の受入れ体制を確保することが求められます。

■公立保育所は、行政機関の一部として、関係機関や他部署との連携が私立保育施設と比較して取りやすいことから、受入れ体制を確保する役割を担います。

■配慮を必要とする児童の受入れにあたっては、他の児童とともに成長していく部分も多くみられることから、保育所での集団生活による学びが得られるよう、適切な受入体制を確保します。

緊急時に地域の子どもと保育を守る役割

(1) セーフティネットとして保育の受皿となる機能

■大規模災害発生時や私立保育施設の撤退など、不足の事態が発生した際、公立保育所が保育の受け皿として機能することが求められることから、施設や定員数について調整し、公立保育所を維持します。

3 公立保育所の再編

現状からみた公立保育サービスの課題への対応や今後の公立保育サービスに求められる役割を踏まえ、公立保育所を7園から3園へ再編します。

再編は民間活力の導入により実施し、民間事業者の機動性と柔軟性を活かすことにより、公立保育所においては現状において応えきれない保育ニーズへの対応強化に取り組むとともに、公立保育所の管理運営の効率化により生まれる財源や人材等の資源を活用し、東松島市全体の保育・子育てサービスの活性化を図ります。

民間保育所へ移管する公立保育所については、現在の所在地または適地で、保育園を安定的・継続的に安全・安心の保育が提供できる法人に移管し、保育運営を継続します。

保育所名	再編の方向性	今後の方針
矢本東保育所 (定員120名)	維持・機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ・市の拠点保育所として継続する ・今後の就学前児童の人口変動を注視し、民間保育施設の定員とバランスを取りながら、現状に適應した定員になるよう調整していく ・保育に特別な配慮を要する児童の受入れや子育て支援への取り組みなどの基幹保育所としての役割を担う
大曲保育所 (定員100名)	民間保育所へ移管	<ul style="list-style-type: none"> ・築40年以上経過しているが、大規模修繕等を行わない ・大曲地区への民間保育施設誘致または現施設の貸付等を条件に公募を行う
赤井南保育所 (定員70名)	民間保育所へ移管	<ul style="list-style-type: none"> ・築40年以上経過しているが、大規模修繕等を行わない ・赤井地区への民間保育施設誘致を条件に公募を行う
赤井北保育所 (定員60名)	民間保育所へ移管	<ul style="list-style-type: none"> ・築40年以上経過しているが、大規模修繕等を行わない ・赤井地区への民間保育施設誘致を条件に公募を行う
大塩保育所 (定員60名)	民間保育所へ移管	<ul style="list-style-type: none"> ・築30年以上経過しているが、大規模修繕等を行わない ・民間保育施設誘致または現施設の貸付等を条件に公募を行う
牛網保育所 (定員100名)	維持・継続	<ul style="list-style-type: none"> ・市の拠点保育所として継続する ・今後の就学前児童の人口変動を注視し、民間保育施設の定員とバランスを取りながら、現状に適應した定員になるよう調整していく
野蒜保育所 (定員60名)	維持・継続	<ul style="list-style-type: none"> ・市の拠点保育所として継続する ・今後の就学前児童の人口変動を注視し、民間保育施設の定員とバランスを取りながら、現状に適應した定員になるよう調整していく

4 民間保育所移管の手法

公立保育所の民間活力の導入にあたっては、就学前児童及び保護者への影響に配慮し、「直接移管型」又は「定員枠調整型」による手法を民間事業者が選択し、市に提案するものとします。

方式	直接移管方式	定員枠調整方式	
		定員拡大タイプ	新規開設タイプ
概要	民設民営による民間移行。土地は無償貸与、建物は無償譲渡を原則とする。施設修繕工事は民間事業者が直接実施する。	私立保育園等が、既存施設の増築等を行い、定員規模を拡大する。	再編対象となった公立保育所の周辺において、民間事業者が新規開設等を行う。

5 公立保育所の再編を進めるうえでの基本的な考え方

東松島市公共施設等総合管理計画（令和4年3月改定）において、保育所は今後の人口動態を踏まえながら、施設の統廃合を含めた適正配置を進めていくことを管理の基本的な方針としております。

人口動態に応じた適正配置と質の高い保育サービスの両立を目指し、財政の安定化と公立保育所、私立保育園等の適切な役割分担の方向性を定めるため、令和7年6月東松島市公立保育サービスあり方検討会議（以下、「検討会議」という。）を設置し検討を行いました。また、保育所利用者等の意向を踏まえ、公立保育所の再編を進めるうえでの基本的な考え方は次のとおりです。

基本方針1 効率的な施設運営と持続可能な財政運営

公立保育所の再編により、老朽化した施設を新しい施設へ集約し、効率的な施設運営と持続可能な財政運営を目指します。

基本方針2 保育の必要量の確保

地域全体の保育ニーズを満たし、待機児童を解消するための施設配置や定員調整を行います。

基本方針3 地域の実情に合わせた柔軟な対応

少子化の進展、保護者のニーズの変化に対応し、地域の実情に合った多様な保育サービスを提供します。

基本方針4 保育の質の確保

より質の高い保育を提供できるよう、施設の老朽化対策、保育士の配置基準の見直し、専門性の高い保育士の配置などを進めます。

基本方針5 公立保育所の役割の充実

公立保育所が蓄積してきた知識や経験等を活かし、地域の子育て支援などの強化をするとともに、民間との情報共有による保育技術向上と保育の質確保、支援が必要な児童の受入体制の確保等の役割を担い、地域全体の質の向上を図ります。

6 再編スケジュール

公募により移管先事業者を選定します。私立保育園等の開所時期は、補助金等における市の財政負担時期が集中しないよう施設整備時期の分散化を図る等、十分に留意する必要があります。また、公立保育所の廃止や定員見直しに際しては、待機児童数ゼロの達成継続を最優先事項とし、十分に配慮し進めます。

保育所名	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
赤井南保育所			私立開園	民間保育施設へ統合		
赤井北保育所						
大曲保育所				私立開園	民間保育施設へ統合	
大塩保育所					私立開園	民間保育施設へ統合

基本的には、現在通所中の3歳児以上が修了するまで、なるべく現在の保育所に通所できるよう配慮します。

入所決定において、基本的には継続入所児童のみ受入れ可能とします。なお、次年度、統廃合となることを十分に理解したうえで、当該年度の入所を希望する場合は受入れします。

	0歳		1歳		2歳		3歳		4歳		5歳	
	新規	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	
N年度	▲	▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	
N年度+1	▲	▲	▲	▲	▲	×	▲	○	○	○	○	
N年度+2	▲	▲	▲	▲	▲	×	▲	×	▲	○	○	
N年度+3	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	

○…受入れ可能、▲…卒所まで通所できないが受入れ可能、×…募集停止

※N年度について、赤井南保育所及び赤井北保育所は令和7年度、大曲保育所は令和8年度、大塩保育所は令和9年度となります。

7 再編による市の財政効果

公立保育所の適正配置により、4つの公立保育所を統廃合した場合、運営費用において年間約3.2億円の削減効果が見込まれます。

	赤井南保育所・赤井北保育所 ^{※2}			大曲保育所 ^{※3}			大塩保育所 ^{※4}			差引合計
	再編前(A) 公立2、私立1	再編後(B) 私立2	差引(B)-(A)	再編前(A) 公立1	再編後(B) 私立1	差引(B)-(A)	再編前(A) 公立1	再編後(B) 私立1	差引(B)-(A)	
歳出 ^{※1}										
人件費	177,046,683	0	▲177,046,683	136,598,864	0	▲136,598,864	70,553,052	0	▲70,553,052	▲384,198,599
施設管理費	22,860,322	0	▲22,860,322	21,819,334	0	▲21,819,334	10,141,949	0	▲10,141,949	▲54,821,605
運営費負担金	104,903,390	180,812,520	75,909,130	0	122,466,720	122,466,720	0	83,733,840	83,733,840	282,109,690
延長保育助成事業補助金	600,000	600,000	0	0	600,000	600,000	0	600,000	600,000	1,200,000
小計①	305,410,395	181,412,520	▲123,997,875	158,418,198	123,066,720	▲35,351,478	80,695,001	84,333,840	3,638,839	▲155,710,514
歳入 ^{※1}										
国庫補助金(運営費交付金)	73,385,633	113,412,520	40,026,887	0	82,100,040	82,100,040	0	57,550,380	57,550,380	179,677,307
国庫補助金(延長保育分)	400,000	400,000	0	0	400,000	400,000	0	400,000	400,000	800,000
保護者負担金(通常保育分)	22,548,200	22,548,200	0	9,878,250	9,878,250	0	5,594,750	5,594,750	0	0
保護者負担金(延長保育分)	45,200	0	▲45,200	121,600	0	▲121,600	24,000	0	▲24,000	▲190,800
保護者負担金(一時保育分)	32,800	0	▲32,800	12,000	0	▲12,000	21,600	0	▲21,600	▲66,400
保護者負担金(副食費分)	2,146,500	0	▲2,146,500	2,137,500	0	▲2,137,500	747,000	0	▲747,000	▲5,031,000
職員給食費負担金	2,297,010	0	▲2,297,010	1,802,042	0	▲1,802,042	909,406	0	▲909,406	▲5,008,458
小計②	100,855,343	136,360,720	35,505,377	13,951,392	92,378,290	78,426,898	7,296,756	63,545,130	56,248,374	170,180,649
市負担額(一般財源) ③=①-②	204,555,052	45,051,800	▲159,503,252	144,466,806	30,688,430	▲113,778,376	73,398,245	20,788,710	▲52,609,535	▲325,891,163

※1…再編前の歳入・歳出は令和6年度決算額を参照

※2…再編後は定員190人で設置

※3…再編後は定員110人で設置

※4…再編後は定員50人で設置

運営費用における市負担削減額 約3.2億円/年

IV 公立保育サービス在り方検討会議

1 設置要綱

令和7年6月13日
東松島市訓令甲第39号

東松島市公立保育サービス在り方検討会議設置要綱

(設置)

第1条 公立保育所の適正規模及び適正配置並びに合理的な保育サービスの提供及び質の向上並びに安全・安心な施設整備の実現を図るため、本市の公立保育所の今後の在り方について検討するために、東松島市公立保育サービス在り方検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 時代に即した保育所機能の検討に関する事。
- (2) 公立保育所の役割の検討に関する事。
- (3) 民営化導入の検討に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、その他公立保育サービスに関する事。

(組織)

第3条 検討会議の委員は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 幼児教育・保育機関の代表者
- (2) 保育所の保護者の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員は市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 検討会議に会長及び副会長を1人置き、委員の互選により会長を定め、副会長は会長が指名する。

2 会長は、会務を総括し、検討会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 検討会議は、第2条各号に掲げる事項を検討するため、部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 検討会議の庶務は、保健福祉部子育て支援課において処理する。

(経費)

第9条 検討会議に要する経費は、市の予算の範囲内で賄うものとする。

2 東松島市職員でない委員には、市の予算の範囲内で報償等を支給することができる。

(その他)

第10条 この訓令に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が検討会議に諮って定めるものとする。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

2 開催経過

(1) 東松島市公立保育サービス在り方検討会議

開催日時	協議事項
令和7年8月6日(水) 午後7時～	(1) 公立保育サービスの現状について ①児童の状況、②公共保育施設の状況 (2) 保育所等利用者向けアンケート内容について
令和7年9月10日(水) 午後7時～	(1) 公立保育サービスの現状について ①運営の状況、②職員の状況等 (2) 今後の公立保育サービスの在り方について
令和7年10月15日(水) 午後7時～	(1) 報告書(案)について (2) 民営化ガイドライン(案)について

(2) 東松島市公立保育サービス在り方検討会議 庁内検討部会

開催日時	協議事項
令和7年7月29日(火) 午後3時～	(1) 公立保育サービスの現状について ①児童の状況、②公共保育施設の状況 (2) 保育所等利用者向けアンケート内容について
令和7年8月26日(火) 午後3時～	(1) 公立保育サービスの現状について ①運営の状況、②職員の状況等 (2) 今後の公立保育サービスの在り方について
令和7年9月30日(水) 午後3時～	(1) 報告書(案)について (2) 民営化ガイドライン(案)について